

令和 7 年度

市有地売払いのご案内

(随時売払い第 1 期)



〔 お問い合わせ 〕
太田市役所総務部管財課管財係
TEL 0276(47)1822【直通】

目 次

I	売払い物件表	1
II	市有地売払い（随時売払い）の流れ	2-3
III	申込みについて	
	1. 申込資格	4
	2. 申込方法	4
	3. 申込受付期間	5
	4. 申込先	5
	5. 申込みできる物件	5
	6. 留意事項	5
IV	契約締結について	
	1. 契約の締結	6
	2. 契約締結期限	6
	3. 契約締結場所	6
	4. 契約保証金の納付	6
	5. 契約締結時にお持ちいただくもの	6
	6. 売買代金の納付	6
V	所有権の移転について	
	1. 所有権の移転時期	7
	2. 所有権移転登記に必要な書類	7
	3. 登記済関係書類の引渡し	7
VI	その他	
	1. 太田市議会での報告	7
	2. 契約にかかる費用	7

VII	物件調書	8
	物件番号 1 (只上町)	9-10
	物件番号 2 (粕川町)	11-12
	物件番号 3 (南ヶ丘町)	13-14
	物件番号 4 (南ヶ丘町)	15-16
VIII	各種様式	
	市有地売買契約書	17-19
	市有地等随時売払い申込書	20
	太田市税完納照合票	21
	誓約書 (市有地売払いに関するもの)	22
	誓約書 (暴力団排除条例に関するもの)	23
	委任状	24

I. 売払い物件表

物件 番号	所 在	地 番	地 目	面 積	最低売却価格
1	只上町	321-4	宅 地	396.05 m ²	6,036,000 円
2	粕川町	34-32	宅 地	123.55 m ²	2,124,000 円
3	南ヶ丘町	1245-1	宅 地	467.04 m ²	3,844,000 円
4	南ヶ丘町	1245-2	宅 地	471.15 m ²	3,878,000 円

※面積は公簿面積です。

※都合により、予告なく随時売払い物件から除外する場合があります。

Ⅱ. 市有地売払い（随時売払い）の流れ

随時売払いは、一般競争入札で申込者又は落札者がなかった物件を対象として売払いを行うもので、以下に定めるとおり買受人を決定します。ただし、申込物件の利用計画等が不適当と認める場合は、売払いを取り消す場合があります。

1. 太田市が定める最低売却価格以上の金額を提示した申込者と先着順で契約を締結します。
2. 先着順は、必要書類が不備なく受理された日をもって決定するものとし、同日に申込者が複数いる場合は、最高額を提示した申込者と契約を締結します。なお、同額の場合は、くじ引きにより決定します。

1 案内書の配布

- 申込みされる方は、本案内書を必ずご確認ください。内容について了承いただいた上で、手続きを行ってください。

配布開始日

令和7年7月1日（火）～

配布場所

太田市役所3階 管財課窓口

※太田市ホームページからダウンロードすることも可能です。

2 物件の確認

- 現状有姿での売払いとなりますので、お申込みを検討される場合は、必ず事前に現地の状況を確認してください。なお、本案内書に記載がある事項と現状に差異がある場合は、現状が優先されます。

3 申込み

- 太田市役所3階 管財課まで持参してください。
- 先着順のため、郵送では受付いたしません。
- 申込書類確認後、買受人と認める申請者に対し、売払決定通知書を郵送いたします。

申込受付期間

令和7年7月1日（火）～

令和8年3月31日（火）

午前9時から午後5時まで

※土日祝日、年末年始閉庁日を除く

4 契約保証金の納付

- 落札金額の10%を契約締結までに納めていただきます。契約保証金は売買代金に充当されます。なお、契約締結時に全額を納付いただく場合は、契約保証金の納付は不要です。

納付期限

売払決定通知日から10日以内

5 契約締結

- 契約保証金の納付後、契約締結期限までに契約を締結していただきます。

契約締結期限

契約保証金を納付した日から
10日以内

6 売買代金納付

- 売買代金は売払金額から契約保証金を差し引いた額で納めていただきます。

売買代金納付期限

契約締結の日から30日以内

7 所有権移転登記及び登記済関係書類の引渡し

- 所有権移転登記は太田市が行います。
- 登記完了次第、速やかに関係書類をお渡しします。

登記済関係書類引渡し

売買代金納付後、10～14日程度

Ⅲ. 入札参加申込みについて

1. 申込資格

入札参加申込者は、以下の①～⑥に該当する方を除く、個人及び法人とします。

- ① 太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条に定める暴力団並びにその暴力団員
- ② 同条例に基づく誓約書（太田警察署に照会することを承諾する）を提出しない方
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする方
- ④ 市区町村民税等の滞納がある方
- ⑤ 市有地随時売払いに伴う誓約書を提出されない方
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する方

2. 申込方法

「市有地随時売払い申込書」に次の書類を添えて、下記申込先まで持参してください。郵送での提出は受付しておりません。また、提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

個人 ※4	太田市税完納照合票 ※1	1部
	誓約書（市有地売払いに関するもの）	1部
	誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	1部
	住民票 ※2	1部
	印鑑証明書	1部
	委任状 ※3	1部
法人	太田市税完納照合票 ※1	1部
	誓約書（市有地売払いに関するもの）	1部
	誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	1部
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部
	印鑑証明書	1部
	委任状 ※3	1部

※1 太田市に居住する個人又は事業所等を設置の法人は、太田市役所2階 収納課窓口であらかじめ照合印を受けて提出してください。また、市外に居住の方等については、現在居住している市町村が発行する納税証明書を提出してください。

※2 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。本籍・続柄は省略可とします。

※3 代理人が申込みをする場合に提出してください。

※4 共有名義でお申込みの場合は、構成者全員分の書類が必要となります。

（注）添付書類は、発行日から1箇月以内のものをご提出ください。

3. 申込受付期間

令和7年7月1日（火）～ 令和8年3月31日（火） 午前9時から午後5時まで

※ 土日祝日、年末年始閉庁日を除く

4. 申込先

太田市役所 総務部 管財課

〒373-8718 群馬県太田市浜町2-35 太田市役所3階南側

TEL : 0276-47-1822 FAX:0276-47-1888

5. 申込みできる物件数

複数の物件にお申込みいただけます。

6. 留意事項

- (1) 事前に現地を確認のうえ、現地の状況、本案内書の内容、法令に基づく規制、入札条件、契約条件、契約事項を十分に認識し、全て了解されたうえで申込みをしてください。
- (2) 申込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担となります。
- (3) 提出後の書類の差し替えまたは再提出は認めません。
- (4) 現状有姿での引渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、本案内書に記載のない事項についてもご自分で調査の上、現地の状況等を確認してください。
- (5) 民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合でも、太田市は担保責任を負いません。
- (6) 地盤調査、地質調査等は実施しておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (7) 現地の境界内や境界付近の工作物等は、所有権移転登記後に買受人が（必要に応じて隣接地権者と協議のうえ）処理してください。
- (8) 各境界付近の取扱いについては、所有権移転登記後、買受人が各隣接地権者と直接協議してください。
- (9) 本案内書の物件は全て公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測により面積が異なる場合も、売買代金の清算はいたしません。
- (10) 土地の分筆、地図（法務局の公図）訂正、地積更正等は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (11) 物件調査の内容は、調査時点における一般的な調査内容を記載しているもので、現況と異なる場合があります。必ずご自分で現地や各規制を確認してください。
- (12) 本案内書の内容について、現状と異なる事項があった場合、現状を優先します。

IV. 契約締結について

1. 契約の締結

買受人は、下記契約締結期限と契約場所を遵守の上、契約を締結していただきます。契約書は17～19ページに記載してありますので、事前に内容をよくご確認ください。なお、期限までに契約を締結されない場合、買受人の資格が失われます。また、契約締結期限の延長はいかなる場合も認められません。

2. 契約締結期限

契約保証金を納付した日から10日以内

3. 契約締結場所

太田市役所3階 管財課

4. 契約保証金の納付

買受人は契約保証金として、売払決定通知を受けた日から10日以内に、落札金額の100分の10（千円未満切捨て）の契約保証金を納付していただきます。契約保証金の納付に際しては、納付書をお渡ししますので、指定の金融機関へお納めください。なお、契約保証金は売買代金に充当されます。

※契約締結時に売買代金の一括納付を希望される場合は、契約保証金の納付は不要です。

※契約保証金の納付後、契約を辞退又は解除することになった場合、契約保証金は市へ帰属します。

5. 契約時にお持ちいただくもの

- (1) 印鑑 ※申込み時に提出した印鑑証明書と同一の印鑑
- (2) 身分証明書（官公署の発行した写真入りのもの）
- (3) 収入印紙（売買代金に応じた額分） ※金額は7ページをご参照ください。

6. 売買代金の納付

契約締結の日から30日以内に売買代金の残額（契約保証金を差し引いた金額）を指定の納付書にて納めてください。期限までに残金を納めていただけない場合、当該契約は無効とし、契約保証金は市に帰属します。

※口座振替を希望される場合は、管財課までお申し出ください。ただし、振込手数料は落札者の負担となります。

※契約保証金および売買代金の分割納付はできません。

V. 所有権の移転について

1. 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金を全額納付いただいた後、太田市から契約者へ移転いたします。
なお、所有権移転登記には、10～14日程度時間をいただきます。

2. 所有権移転登記に必要な書類

- ・ 売買代金の納付書の写し（金融機関の領収印が押されたもの） ※口座振替の場合は不要です。
- ・ 登録免許税の納付の領収証書（銀行にて納付できます） または、相当額の収入印紙
※金額は下記（契約にかかる費用）をご参照ください。
- ・ 印鑑 ※申込み時に提出した印鑑証明書と同一の印鑑

3. 登記済関係書類の引渡し

市が所有権移転登記を行い、登記済関係書類ができ次第、契約者にお渡しします。なお、お渡しする際に受領印をいただく必要があることから、印鑑をお持ちください。

VI. その他

1. 太田市議会での報告

売買契約締結後、太田市議会でも市有地売却の報告をする必要があります。その際、売買契約者の氏名、住所及び売買金額等が発表されることもあります（新聞記者、一般市民が傍聴いたします）ので、申込みをされる方は、予めご了承ください。

2. 契約にかかる費用

所有権移転登記までに以下の費用（売買代金を除く）が必要になります。

○印紙税額（収入印紙）

契約金額	税額（収入印紙）
500万円を超え1千万円以下のもの	5千円
1千万円を超え5千万円以下のもの	1万円

○登録免許税

$(\text{入札物件の近傍類似地の固定資産評価額（1㎡あたりの単価）} \times (\text{入札物件の面積}) \times 0.015)$
＝ 税額（100円未満切捨て）

物件調書

物件番号	1
------	---

所 在	地 番	地 目	公簿面積	最低売却価格
只上町	321-4	宅地	396.05 m ² (約120坪)	6,036,000 円

法令に基づく 制限	区域区分	市街化調整区域	用途地域	—
	建ぺい率	70%	容積率	200%

供給処理施設 ※1	種類	状況	主な問い合わせ先	
	電気	有	東京電力エナジーパートナー(株)	0120-995-001
	上水道	有	群馬東部水道企業団 工務課	0276-45-2733
	下水道	無	下水道課	0276-47-1921
	都市ガス	無		

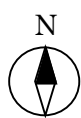
参考事項	土地の現況	【従前の利用状況】 工事用現場事務所		
		【境界標】 有		
		【隣地】 北側 駐在所		
		南西道路標識1本、南側水路部分電柱1本		
		・浸水想定区域且つ家屋倒壊等氾濫想定区域内に該当します（太田市防災マップをご確認ください）。		
		・埋蔵文化財包蔵地に該当します。		
	公共施設 ※2	毛里田行政センター	1,500	m
		毛里田小学校	1,000	m
		毛里田中学校	1,400	m
	交通機関等 ※2	東武鉄道 蕨川駅	2,500	m
		JR 山前駅	2,200	m
		北関東自動車道 太田桐生インターチェンジ	600	m

※1 接面道路に配管や配線がある土地は「有」、ない土地は「無」と記載しています。引き込み可能かどうかなど詳細については、各供給処理機関にお問い合わせください。

※2 公共施設・交通機関までの距離は、対象物件からの直線距離を記載しています。実際に道路に沿って到達するまでの距離とは異なります。

物件番号	1
------	---

位置図



地理院タイルを加工して作成

詳細図（公図等）



物件番号	2
------	---

所 在	地 番	地 目	公簿面積	最低売却価格
粕川町	34-32	宅地	123.55 m ² (約 37.37 坪)	2,124,000 円

法令に基づく 制限	区域区分	市街化区域	用途地域	第一種中高層住居専用
	建ぺい率	60%	容積率	200%

供給処理施設 ※1	種類	状況	主な問い合わせ先	
	電気	有	東京電力エナジーパートナー(株)	0120-995-001
	上水道	有	群馬東部水道企業団 工務課	0276-45-2733
	下水道	有	下水道課	0276-47-1921
	都市ガス	無		

参考事項	土地・建物 の現況	【利用状況】	
		【敷地内】 次のものが設置されています。	
		カーブミラー 1 基、標識 1 基、電柱 1 本、支線 1 本 バリカー 1 基	
		ほか、切株数本あり	
		【境界杭】 有 ※測量未実施	
		・浸水想定区域内に該当します（太田市防災マップをご確認ください）。	
		・埋蔵文化財包蔵地に該当します。	
	公共施設 ※2	尾島行政センター（尾島庁舎内）	900 m
		尾島小学校	900 m
		尾島中学校	800 m
	交通機関	東武鉄道 木崎駅	1,100 m

※1 接面道路に配管や配線がある土地は「有」、ない土地は「無」と記載しています。引き込み可能かどうかなど詳細については、各供給処理機関にお問い合わせください。

※2 公共施設・交通機関までの距離は、対象物件からの直線距離を記載しています。実際に道路に沿って到達するまでの距離とは異なります。

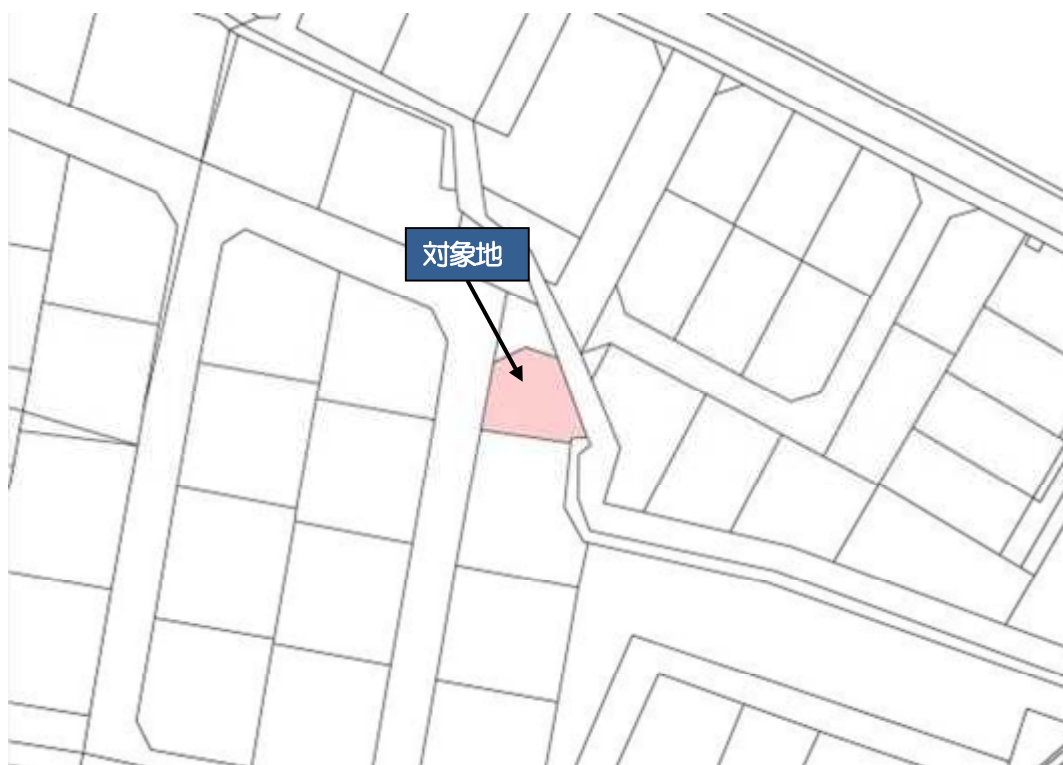
物件番号	2
------	---

位置図



地理院タイルを加工して作成

詳細図（公図等）



物件番号	3
------	---

所 在	地 番	地 目	公簿面積	最低売却価格
南ヶ丘町	1245-1	宅地	467.04 m ² (約 141.28 坪)	3,844,000 円

法令に基づく 制限	区域区分	市街化調整区域	用途地域	—
	建ぺい率	70%	容積率	200%

供給処理施設 ※1	種類	状況	主な問い合わせ先	
	電気	有	東京電力エナジーパートナー(株)	0120-995-001
	上水道	有	群馬東部水道企業団 工務課	0276-45-2733
	下水道	有	下水道課	0276-47-1921
	都市ガス	無※3		

参考事項	土地の現況	【従前の利用状況】南ヶ丘市営住宅 ※現況は更地です。		
		【境界標】 無		
		【敷地内】 防犯灯1基 設置あり		
		・ 浸水想定区域目つ家屋倒壊等氾濫想定区域内に該当します。(太田市		
		防災マップをご確認ください。)		
	公共施設 ※2	尾島行政センター（尾島庁舎内）	2,700	m
		尾島小学校	1,200	m
		尾島中学校	1,400	m
	交通機関等 ※2	東武鉄道 木崎駅	2,900	m

※1 接面道路に配管や配線がある土地は「有」、ない土地は「無」と記載しています。引き込み可能かどうかなど詳細については、各供給処理機関にお問い合わせください。

※2 公共施設・交通機関までの距離は、対象物件からの直線距離を記載しています。実際に道路に沿って到達するまでの距離とは異なります。

※3 太田ガス事業協同組合によるコミュニティーガス事業があります。

物件番号	3
------	---

位置図



地理院タイルを加工して作成

詳細図（公図等）



物件番号	4
------	---

所 在	地 番	地 目	公簿面積	最低売却価格
南ヶ丘町	1245-2	宅地	471.15 m ² (約 142.52 坪)	3,878,000 円

法令に基づく 制限	区域区分	市街化調整区域	用途地域	—
	建ぺい率	70%	容積率	200%

供給処理施設 ※1	種類	状況	主な問い合わせ先	
	電気	有	東京電力エナジーパートナー(株)	0120-995-001
	上水道	有	群馬東部水道企業団 工務課	0276-45-2733
	下水道	有	下水道課	0276-47-1921
	都市ガス	無※3		

参考事項	土地の現況	【従前の利用状況】南ヶ丘市営住宅 ※現況は更地です。		
		【境界標】 無		
		【敷地内】 防犯灯1基 設置あり		
		【隣接物】 接面道路に電柱1本、支線2本 設置あり		
		・浸水想定区域且つ家屋倒壊等氾濫想定区域内に該当します。(太田市		
		防災マップをご確認ください。)		
	公共施設 ※2	尾島行政センター（尾島庁舎内）	2,700	m
		尾島小学校	1,200	m
		尾島中学校	1,400	m
	交通機関等 ※2	東武鉄道 木崎駅	2,900	m

※1 接面道路に配管や配線がある土地は「有」、ない土地は「無」と記載しています。引き込み可能かどうかなど詳細については、各供給処理機関にお問い合わせください。

※2 公共施設・交通機関までの距離は、対象物件からの直線距離を記載しています。実際に道路に沿って到達するまでの距離とは異なります。

※3 太田ガス事業協同組合によるコミュニティーガス事業があります。

物件番号	4
------	---

位置図



地理院タイルを加工して作成

詳細図（公図等）



市 有 財 産 売 買 契 約 書

売出人 太田市（以下「甲」という。）と、買受人 _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在	区 分	地 目	面 積 (㎡)
太田市	土地		

2 前項の売買物件は土地登記簿に記載されたものを契約の基礎とし、現状有姿のままとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 _____ 円とする。

※次の第4条、第5条は、売買契約締結時に契約保証金を納め、残金を契約後に納付する場合です。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金 （落札金額の10分の1(千円未満切捨て)） 円を支払い、甲はこれを受領した。

2 契約保証金は、売買代金納入のとき、売買代金の一部に充当するものとする。

3 契約保証金には、利息は付さないものとする。

4 契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金から契約保証金を控除した金額を、甲が発行する納入通知書等により、売買契約締結の日から30日以内に甲に支払わなければならない。

2 売買代金の納付期限の延長は、いかなる理由があっても認めない。

※次の第4条、第5条は、売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合です。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、本契約締結と同時に、第3条に定める売買代金を支払い、甲はこれを受領した。

（契約の費用）

第6条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（登記手続）

第7条 所有権移転登記は、乙が売買代金を完納した後速やかに完了させるものとし、甲が所有権移転登記を行うものとする。なお、当該所有権移転登記に必要な登録免許税は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、売買代金の完納があったときに、甲・乙両者現地立合いの上、現状有姿で乙に引き渡すものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、前条に定める売買物件の引渡しを受けた場合において、その引渡しがあった時以後に売買物件

が双方の責めに帰することのできない事由によって滅失し、又は毀損した場合には、その滅失または毀損を理由として、甲に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 売買物件が滅失し、又は毀損した時が前条に定める引渡し完了前の場合は、互いに書面によりその相手方に通知して、本契約を解除することができる。

3 前項の規定によって本契約が解除されたときは、甲は乙に対し、売買代金を無利息にて速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ことを理由として、甲に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(行為の制限)

第11条 乙は第8条に定める引渡しの日から、自ら若しくは第三者への貸し付けにより、次に該当する行為をしてはならない。

(1) 太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条に定める暴力団並びにその他の反社会的団体及びその構成員が活動するために利用するなど、公序良俗に反する使用。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員による使用。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(違約金)

第14条 乙は、第11条に定める行為の制限に違反したとき、また甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、違約金として第3条に定める売買代金の10分の1を、甲に納付しなければならない。

2 違約金は、前条第2項及び第17条に定める損害賠償額の予定または一部と解釈しない。

(返還金)

第15条 甲は、第12条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(公租公課)

第16条 本件売買に対する公租公課は、乙が負担するものとする。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求でき

る。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金、又は第13条2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴訟、調停その他一切の紛争の管轄裁判所は、太田市を管轄する前橋地方裁判所太田支部とする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所	群馬県太田市浜町2番35号
売出人	
氏 名	太田市長 清水 聖義

住 所	
買受人	
氏 名	

市有地等随時売払い申込書

年 月 日

(あて先) 太田市長

下記のとおり市有地等随時売払いに申込みます。

申込者 (代表者)	氏 名 (又は法人名及び代表者名)	実印
	住 所	〒
	電話番号	
連名者 ※共有名義を 希望する場合	氏 名 (又は法人名及び代表者名)	実印
	住 所	〒
	電話番号	

【申込物件】

物件番号	土 地 の 所 在

【購入希望価格（千円単位）】 ※算用数字を使用し、先頭部に「¥」を記入してください。

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
						0	0	0

【利用計画】 ※申込物件の具体的な利用計画や目的を記入してください。

--

太 田 市 税 完 納 照 合 票		
（市有地等売払い申込資格審査申請用：管財課取扱）		
（申請日） 年 月 日 （申請者） 住 所 商号または名称 代表者職氏名 印		
太田市税完納照合欄（本人のみ）		収納課照合欄
法 人	個 人	
☐ 市税滞納なし	☐ 市税滞納なし	
☐ 賦課なし	☐ 賦課なし	

太い線の枠内は、記入しないでください。

この書類を収納課の窓口へ提出し、照合印を受けたものを申請書に添付してください。

委 任 状	
私(依頼人)は、上記事項の照合について、下記の者を代理人に選任します。	
（依頼人） 住 所 商号または名称 代表者職氏名 印	
（代理人） 住 所 商号または名称 代理人職氏名 印	

ご本人様確認が必要なため、運転免許証等をお持ちになって窓口へお越しください。

誓 約 書

年 月 日

（あて先）太田市長

住 所 _____

氏 名

（又は法人名及び代表者名）

実印

私は、市有地等売払い一般競争入札の参加及び、市有地等売払いの申込みに伴い、下記の事項について、誓約し確約いたします。

記

- 1 一般競争入札参加及び売払いの申込みに関し、下記の事項に該当しないことを誓約します。また、今後、下記の事項に該当する事実が明らかになった場合は、入札を無効にされ、又は契約を解除されても、異議・苦情等を申し立てません。
 - （１） 太田市暴力団排除条例(平成24年太田市条例第4号)第2条に定める暴力団並びにその暴力団員
 - （２） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする者
 - （３） 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者
- 2 売払い物件、「市有地等売払いのご案内」の内容、及び一般競争入札、売払い方法等の説明をすべて承知のうえ申込みしますので、後日これらの事柄について違反したり、太田市に対し異議、苦情等を申し立てません。
- 3 売払い物件の現状有姿での引渡しを了承し、売買契約締結後は当該土地について一切の責任を負い、隣接地付近の塀（ブロック塀、フェンス、基礎など）、電柱、電話柱、支線、支柱、道路標識、カーブミラー、消火栓柱、その他工作物、ゴミ集積場所、悪臭、隣接地権者とのトラブルなどに対して、及びこれらを原因として自身または第三者に生じた損害に対して、自身の責任と費用で対処処理し、太田市に対し異議・異論・苦情等を申し立てず、また売買代金の返還減額、損害賠償の請求、契約の解除等を要求しません。
- 4 落札した場合、太田市議会において「氏名」「住所」「落札金額」等が発表されることを了承いたします。

誓 約 書

年 月 日

（あて先）太田市長

住 所

氏 名

実印

（又は法人名及び代表者名）

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、太田警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※この様式に記載された個人情報とは、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

委任状

年 月 日

(あて先) 太田市長

【申込者・委任者】

住 所 _____

ふりがな

氏 名

(又は法人名及び代表者名) _____ 実印

私は、次の者を代理人と定め、市有地等売払いに関する一切の権限を委任します。

【代理人・受任者】

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

1 申請物件

所 在	地 番	登記地目	登記地積 (㎡)